

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月から42年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月から42年2月まで
② 昭和48年4月から同年11月まで

申立期間①の国民年金保険料は、父が私たち夫婦の保険料を納付していた。また、申立期間②について、父死亡後の昭和45年9月からは、妻が夫婦の保険料を納付していたと聞いている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者台帳及びA村の被保険者名簿によると、申立期間①前の昭和39年1月及び申立期間①後の42年3月から48年3月までの期間については、第2回特例納付により国民年金保険料を一括納付していることが確認でき、この際、申立期間①についても保険料を一括して納付することが可能であったにもかかわらず、あえて申立期間①のみ納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②については、第2回特例納付を行うことはできない期間である上、申立期間②後の昭和48年12月から50年3月までの期間については、第2回特例納付を行った同年12月に過年度納付により国民年金保険料を納付しているが、その時点で、申立期間②の大部分は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は申立人の父及び妻が申立人の国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していなかったことから、申立人に聴取しても、国民年金保険料の納付についての具体的な状況が不明であるとともに、申立人の妻についても、申立期間②当

時の記憶が明確ではないほか、申立人の申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述が得られない。

さらに、申立人が申立期間②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 3 月から 42 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から17年1月21日まで
私は、ねんきん特別便を見て、A社で勤務していた期間のうち、申立期間について標準報酬月額が減額されていることに気付いた。給与の支給額は下がっておらず、給与明細書もあるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、62万円と記録されていたところ、平成16年11月5日付けで、14年10月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の取締役であり、経理担当者であった申立人の姉についても、申立人と同様に平成16年11月5日付けで、14年10月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した給与明細書から、申立期間の報酬月額は当該訂正処理前の標準報酬月額とほぼ同額であったことが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によれば、前述の減額処理が行なわれた当時、同社には厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

加えて、商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において取締役であったことが確認できるものの、申立人は、「私は現場での仕事を行っており、社会保険の事務は同じ取締役である姉が行っていたので、標準報酬月額が遡及訂正されたことは知らなかった。」としている上、複数の元従業員は、「申立人の仕事は現場作業であり、給与等の事務は申立人の姉が行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た62万円と訂正することが必要と認められる。

三重厚生年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は、昭和42年5月29日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月29日から43年5月29日まで
事業所から取り寄せた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届のとおり、昭和42年5月29日からA社において厚生年金保険に加入していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の供述から、申立人が昭和42年にA社に入社したことが推認できる。

また、B社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、資格取得日は昭和42年5月29日（同年6月10日から訂正。）と記載されていることが確認できる。資格取得届に申立人とともに記載されている同僚3人の資格取得日は同年6月10日であり、これは当該同僚の被保険者原票及びオンライン記録と一致している上、申立人及び当該同僚の健康保険番号が連番で付されていることが確認できる。

さらに、当該事業所における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は昭和42年6月10日、同年10月の定時決定の記録が記載されているにもかかわらず、資格取得日が43年5月29日に訂正されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が昭和42年5月29日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されている標準報酬月額である1万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年12月から3年9月まで

申立期間については、A社を退職し、B社に勤めていた時期である。平成元年12月にC市D区役所で、国民年金の加入手続と国民年金保険料の口座振替の手続をした。初めの1、2か月の保険料は、母親に頼み、振り込んでもらったが、その後の保険料は、銀行口座から引き落とされているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年5月に払い出されていることから、申立期間については、当該記号番号により国民年金被保険者資格の再取得手続を行い、国民年金保険料を納付することとなるところ、申立期間当時、居住していたC市の国民年金被保険者名簿の被保険者資格取得年月日欄をみると、「1年12月21日」の記載とともに、当該記載が平成5年2月にされたことを示す印が押されていることから、申立期間に係る被保険者資格取得手続は、同年同月頃に行われたことがうかがわれるが、その時点で、申立期間のうち、元年12月から2年12月までは時効により保険料を納付できない期間である。

また、C市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認状況一覧票には、納付書により国民年金保険料を納付する自主納付者の表示があり、これは、国民年金保険料を申立期間の初めの1、2か月は現金で、その後は自身名義の銀行口座からの引き落としにより納付していたとする申立人の主張とは異なるほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1919

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月頃から60年5月頃まで
申立期間について、A社（現在は、B社）に勤務していた。健康保険証をもらい、退職時に返却した記憶がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された昭和59年12月及び60年1月の給与台帳並びに申立人のA社における雇用保険の加入記録から、申立期間のうち、59年12月3日から60年2月20日までの期間について、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記給与台帳によると、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、B社に申立人の雇用形態及び厚生年金保険の適用等について照会したところ、「申立人は臨時雇用で、申立人に係る給与台帳は昭和59年12月及び60年1月分しか無く、厚生年金保険料は控除していない。高齢での入社のため、厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」との回答があった。

さらに、申立期間について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1920

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月頃から 39 年 9 月頃まで
申立期間において、定時制高校に通いながら、A社（現在は、B社）のC工場で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人とA社のC工場で勤務していた同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚を含む複数の同僚に照会したものの、当時のA社における厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることはできなかった。

また、B社に照会したものの、「申立人の在籍が確認できる資料は残っていない。」との回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者原票には、申立期間について申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1921

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで
平成 17 年 4 月から 19 年 3 月までの給与は 50 万円であったので、標準報酬月額も 50 万円になるはずである。記録が違っているのは、事業所が虚偽の申請をしたと思われる。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社が保管している賃金台帳及び申立人から提出された預金通帳の写しによると、申立期間のうち、平成 17 年 4 月から同年 8 月までの期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、申立期間に係る当該賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。